

新座市企業告示第1号

新座市指定給水装置工事事業者の指定

新座市水道事業給水条例（昭和37年新座市条例第4号）第7条第1項及び水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の規定に基づき、新座市水道事業の業務に係る工事を施行させる新座市指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定する。

令和8年1月20日

新座市水道事業管理者

新座市長 並 木 傑



1 指定番号、給水装置工事事業者及び給水工事の事業を行う事業所の所在地

指定番号	給水装置工事事業者名	所 在 地
533	株式会社総和プラント	東京都文京区小日向四丁目5番16号 ツインヒルズ茗荷谷3階

2 指定日

令和8年1月20日

3 有効期限

令和13年1月19日